

機密性 2 情報 完全性 1 情報 可用性 1 情報

達 示 第 1 4 号  
令和 7 年 4 月 2 8 日

福岡拘置所長

「福岡拘置所閉居罰受罰者心得」の制定について  
標記について、別紙のとおり定め、発出日をもって施行する。  
なお、令和 7 年 3 月 7 日付け達示第 4 号「福岡拘置所閉居罰等受罰者心得」  
は、本達示の発出をもって廃止する。

令和7年4月28日

へいきよばつじゅばつしゃこころえ  
閉居罰受罰者心得

ふくおかこうちしよ  
福岡拘置所

だい  
第 1 へいきよぼつちゆう こころえ  
閉居罰中の心得

1 へいきよぼつちゆう はんそくこう い げんいん かんが じぶん こうどうとう  
閉居罰中は、反則行為の原因をよく考え、自分の行動等に  
はんせい に ど ちょうぼつ う  
ついて反省し、二度と懲罰を受けないようにすること。

とく しっぱい げんいん つぎ かんが  
特に失敗した原因として、おおよそ次のようなことを考  
えること。

(1) 「これぐらい」とか「見つからないだろう」などという気  
ゆる  
の緩みはなかったか。

じぶん めんつ ひつよう いじょう き  
(2) 自分の面子やプライドを必要以上に気にしていなかった  
か。

たにん す  
(3) 他人のことにかまい過ぎていないか。

こうきんせいかつ たちば かんきょう わす  
(4) 拘禁生活という立場や環境を忘れていなかったか。

じぶん よ よく  
(5) 「自分さえ良ければ」という「欲」はなかったか。

あいて わる あいて じぶん みうしな  
(6) 「相手が悪い」と相手のせいにして、自分を見失っていな  
かったか。

いや な だ  
(7) 「嫌になった」と投げ出していないか。

2 へいきよぼつちゆう めんかい てがみ と さまざま こうどう  
閉居罰中は、面会や手紙のやり取りをはじめ、様々な行動  
せいげん  
が制限されます。あなたが、閉居罰を受けることとなったこと  
ひごろ れんらく と かた きちよう じかん かね  
で、日頃、連絡を取っている方が、貴重な時間とお金を  
つい てがみ はっしん めんかい らいしよ  
費やして手紙を発信したり、面会のために来所したとしても、  
とつぜん  
突然、これができないとしたら、その方はどのような気持ち  
いだ  
を抱くでしょうか。

じゅうぶんりかい うえ しょくいん しどう しじ  
これらのことを十分理解した上で、職員の指導・指示には  
す なお したが いちにち はや つうじょう しょうないせいかつ おく つと  
素直に従い、一日も早く、通常の所内生活を送るように努め

ること。

- 3 所内では社会と同様に、性格や意見の異なった人が多数生活しています。あなたは、自分の置かれている立場についてよく考え、他の人と協調（性格や意見の異なった者同士がお互いに譲り合って調和を図ること。）し、規則を遵守する生活を心掛けること。

第2 閉居罰中の生活及び処遇

1 閉居罰中の生活要領及びその動作時限

次の表の動作時限に従って下記2に定める着座姿勢をとること。ただし、職員の指示や許可を得て動作を行う場合は、この限りでない。

動作	平日時間帯	休日時間帯（矯正指導日を含む。）
「着座」	午前8時～午前10時	午前9時～午前10時
「着座やめ」	午前10時～午前10時10分	午前10時～午前10時10分
「着座」	午前10時10分～午後零時	午前10時10分～午後零時
「配食用意」	午後零時～午後零時30分	午後零時～午後零時30分
「着座」	午後零時30分～午後3時	午後零時30分～午後3時
「着座やめ」	午後3時～午後3時10分	午後3時～午後3時10分
「着座」	午後3時10分～午後4時	午後3時10分～午後4時
「着座やめ」	午後4時	午後4時

## 2 着座姿勢ちやくざしせい

- (1) 服装ふくそうを正ただして廊下側ろうかがわを向むき、居室きょしつ内の中央ちゆうおう付近ふきんに安座あんざ又は正座せいざで静しずかに座すわること（座布団ざぶとんの使用しようは認みとめる。）。
- (2) 両手りょうては太ももふと付近ふきんに置おき、巡回職員じゆんかいしよくいんや連行中れんこうちゆうの被收容者ひしゆうようしゃを目めで追おわないこと。
- (3) 体調不良等たいちようふりようとうにより着座姿勢ちやくざしせいをとれない場合は、職員ぼあいに申しよくいんで出もうること。

## 3 「着座やめ」の時間帯の動作ちやくざ

- (1) 「着座やめ」の時間帯ちやくざしせい（着座姿勢ちやくざしせいをとらなければならない時間帯じかんたい以外いがいの時間帯じかんたい）は、床ゆかに寝転ねころんだり、壁かべにもたれたり、窓際まどぎわに立たったりせず、用便以外ようべんいがいは静しずかに座すわって休憩きゆうけいをとるようにすること。
- (2) 室内運動しつないうんどうは禁きん止しする。ただし、手足てあし及び腰おしを伸のばす程度ていど運動うんどうは認みとめる。
- (3) 用便ようべん及び湯茶およの飲用いんようは、この時間じかんを利用りようすること。

## 第3 戸外運動こがいうんどう

- 1 閉居罰へいきよばつの執行しっこうがなされた後あと、最初さいしよの運動日うんどうび（平日へいじつで入浴にゆうよくを实施じっししない日ひで閉居罰へいきよばつの言渡いいわたし当日とうじつを除のぞく。以下い同様かおな。）に戸外運動こがいうんどうを实施じっしする。以後い、運動日うんどうびごとに不实施ふじっしと实施じっしを交互こうごに行おこなう。

- 2 戸外運動時には、爪切りを使用することができること。

だい  
第4 入浴等

- 1 閉居罰後、最初の入浴日に入浴を実施し、その次の入浴日には入浴は実施しないが、バケツ1杯の湯を給与するので、タオルを使用して身体を拭くこと。この場合、石けんを使用したり、身体に湯を掛けたり、頭を洗ったりしないこと。その後は、入浴日に入浴実施と身体拭きを交互に行う。
- 2 入浴後の衣類の着用は速やかに行き、直ちに着座姿勢に戻ること。
- 3 身体拭きは、職員の指示により居室内において、10分間以内で実施すること。この場合、全裸になることなく必ずパンツを着用すること。

だい  
第5 調髪等

- 1 調髪は、原則として実施しない。ただし、前回実施後1か月を経過する場合は実施の対象とする。
- 2 ひげそりは、入浴実施日に浴場で行うこと。電池式かみそりを所持している者は、夕点検終了後、実施すること。

だい 第6 ぎよしつない せいかつおよ こうどう せいげん  
居室内における生活及び行動の制限

へいきよばつちゆう つぎ かか こうい ていし  
閉居罰中は、次に掲げる行為を停止する。

1 じべんぶつびん べつし かか ぶつびん のぞ しょう また せつしゆ  
自弃物品（別紙に掲げる物品を除く。）を使用し、又は撮取  
すること。

2 しゅうきょうじょう ぎしきぎょうじ さんか また ほか ひしゅうようしゃ とも  
宗教上の儀式行事に参加し、又は他の被収容者と共に  
しゅうきょうじょう きょうかい う  
宗教上の教誨を受けること。

3 しょせきとう えつらん  
書籍等を閲覧すること。

4 じ こけいやくさぎょう おこな  
自己契約作業を行うこと。

5 めんかい べんごにんとう めんかい ばあいおよ ひこくにんも  
面会すること（弁護士等と面会する場合及び被告人若しく  
ひぎしゃ けんり ほごまた そしょう じゅんび た けんり  
は被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の  
ほご ひつよう みと ばあい のぞ  
保護に必要と認められる場合を除く。）。

6 しんしょ はつじゅ べんごにんとう あいだ しんしょ はつじゅ  
信書を発受すること（弁護士等との間で信書を発受する  
ばあいおよ ひこくにんも ひぎしゃ けんり ほごまた そしょう  
場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟  
じゅんび た けんり ほご ひつよう みと ばあい のぞ  
の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。）。

だい 第7 た じこう  
その他の事項

1 ちようしゅ ていし  
ラジオ聴取は停止すること。

2 はりおよ いと たいよ げんそく おこな  
針及び糸の貸与は原則として行わないこと。

3 ごすいじかん もう  
午睡時間は設けないこと。

4 かくしゅねが ごと げんそく ちようしょくしゅうりょうご おこな  
各種願い事については、原則として、朝食終了後に行う  
こと。

- 5 用便は「着座やめ」の時間帯に行い、やむを得ず着座時間帯  
ようべん ちゃくざ じかんたい おこな え ちゃくざじかんたい  
 に用便をする場合は、報知器により職員に知らせた上で行う  
ようべん ばあい ほうちき しょくいん し うえ おこな  
 こと。
- 6 耳かきの使用は、原則として着座姿勢の時間帯終了後（午  
みみ しょう げんそく ちゃくざしせい じかんたいしゅうりょうご ご  
 後4時以降）とすること。  
ご じ いく
- 7 自弁飲食物の喫食及び喫飲は、原則として着座時間帯以外  
じべんいんしょくぶつ きつしょくおよ きついでん げんそく ちゃくざじかんたいいがい  
 とすること。
- 8 新聞紙を購入している者で、受罰期間中の購読停止を希望  
しんぶんし こうにゆう もの じゅばつきかんちゅう こうどくていし きぼう  
 する場合は、その旨を記載した願箋を提出すること。  
ばあい むね きさい がんせん ていしゅつ
- 9 裁判官又は検察官が発付した起訴状、公判期日召喚状等の  
さいばんかんまた けんさつかん はっぷ きそじょう こうはんきじつしょうかんじょうとう  
 裁判関係書類は、そのまま所持して差し支えないこと。  
さいばんかんけいしょるい しょじ さ つか
- また、その他の裁判関係書類の閲覧及び裁判関係書類の作成  
た さいばんかんけいしょるい えつらんおよ さいばんかんけいしょるい さくせい  
 等で、特に所持する必要がある場合は、その旨を記載した願箋  
とう とく しょじ ひつよう ばあい むね きさい がんせん  
 を提出すること。  
ていしゅつ
- 10 宗教用具（経典、聖書、数珠、ロザリオ、礼拝用マット、  
しゅうきょうようぐ きょうてん せいしょ じゆず れいはいよう  
 礼拝用スカーフ等）を所持している者について、所持を希望す  
れいはいよう とう しょじ もの しょじ きぼう  
 る場合は、その旨を記載した願箋を提出すること。  
ばあい むね きさい がんせん ていしゅつ
- 11 季節に応じて実施される処遇変更については、その指示に  
きせつ おう じっし しょぐうへんこう しじ  
 従うこと。  
したが
- 12 本心得に記載された事項を守らないことにより、反則行為  
ほんこころえ きさい じこう まも はんそくこうい

の調査に付すことがあるので、注意すること。

- 13 その他分からないことがあるときは、自分勝手に判断せず、  
必ず職員に尋ね、職員の指示に従って生活すること。

べっし  
別紙

じべんぶつびんきよかひんもくひょう      へいきよぼつじ      しょうまた      せつしゅ      ていし      ぶつびんいちらん  
「自弁物品許可品目表のうち閉居罰時に使用又は摂取が停止されない物品一覧」

1 じゅけいしゃ  
受刑者について

したぎ 下着シャツ	ぼうかんようしたぎじょう げ 防寒用下着上・下	パンツ (□)	ズボン <sup>した</sup> 下
くつした 靴下	パジャマ	タオル	ハンカチ
せつ 石けん	せつ けん ようき 石けん容器	シャンプー	リンス
けしょうすい 化粧水	にゅうえき 乳液	バスタオル	くし (ヘアブラシを含む。)
せいはいつりょう 整髪料	でんちしき 電池式かみそり  でんち か ばじろく(む) (電池、替え刃等を含む。)	は 歯ブラシ	デンタルフロス
はみが 歯磨き	は 歯ブラシケース	うんどうぐつ 運動靴	ちりがみ ちり紙
みみ 耳かき	はし 箸	はしようき 箸容器	クリーム <sup>るい</sup> 類
シッカロール	パフ	せいかんざい 制汗剤	めんぼう 綿棒
サンダル	ざぶとん 座布団	マスク	めがね <sup>たほせいきぐ</sup> 眼鏡その他補正器具
ショーツ・ <sup>せいりょう</sup> 生理用 ショーツ (△)	スリッパ (△)	ブラジャー (△)	ヘアピン (△)
かみど 髪止めゴム (△)	せいりょうひん 生理用品 (△)		

れい      ひょうちゅう      かくきごう      つぎ  
例      表      中      の      各      記      号      は      、      それ      ぞ      れ      次      の      も      の      を      示      す      。

□印      しろし      だんし      じゅけいしゃ      かぎ      しょう      きよか  
男子受刑者に限り使用を許可するもの。

△印      しろし      じょし      じゅけいしゃ      かぎり      しょう      きよか  
女子受刑者に限り使用を許可するもの。

2 受刑者以外の被収容者について

じょうい たぐい 上衣の類	スカート	ズボンの類	はらまき たぐい 腹巻の類
くつした たぐい 靴下の類	なかぎ たぐい 中着の類	したぎるいだんせい 下着類男性	したぎるいじょせい 下着類女性
しきふとん 敷布団	かけふとん 掛布団 (なつかけふとん ふくむ (夏掛布団を含む。))	まくら 枕	まくら 枕カバー
シーツ しきふとん (敷布団カバー)	かけふとん 掛布団カバー	もうふ 毛布	タオルケット
タオル	バスタオル	ハンカチ	せっけん 石けん
せっけん ようき 石けん容器	シャンプー	リンス	けしょうすい 化粧水
にゅうえき 乳液	くし (ヘアブラシを含む。)	かみど 髪止めゴム	でんちしき 電池式かみそり (でんち ふ ばとうふく (電池、替え刃等含む。))
シェービングクリーム	は 歯ブラシ	デンタルフロス	はみが 歯磨き
は 歯ブラシケース	ちり紙 がみ	みみ 耳かき	はし 箸
はし 箸容器	コップ	つまようじ	クリーム類 るい
シッカロール	パフ	せい 制汗剤	めんぼう 綿棒
サンダル	ざ 座布団カバー	ハンガー	ようふく 洋服カバー
てき 手提げ袋	ふろしき	マスク	めがね たほせい 眼鏡その他補正器具
べんとう 弁当等	しこうひん 嗜好品等	せんたくせつ 洗濯石けん (△)	ヘアピン (△)
せいりょうひん 生理用品 (△)			

例 表中の記号は、次のものを示す。

△印 女子に限り使用を許可するもの。

### 3 その他

#### (1) 子の養育に必要な物品

いるい 衣類 (おむつ・肌着・ベビー服・その他必要と認める衣類)
しんぐ 寝具 (ベビーベッド・布団・枕・その他必要と認める寝具)
しょくじおよ いんりょう 食事及び飲料 (ミルク・かゆ・その他必要と認める食事及び飲料)
いるい しんぐなら しょくじおよ いんりょういがい ぶっびん にゅうびん 衣類、寝具並びに食事及び飲料以外の物品 (ほ乳瓶・ベビーパウダ ー・その他必要と認める衣類、寝具並びに食事及び飲料以外の物品)

#### (2) その他医療上又は処遇上必要と認められる物品